

平成29年11月15日

株主及び登録株式質権者各位

愛知県岡崎市大平町字八ツ幡1番地1
株式会社ドミー
代表取締役社長 梶川勇次

株式併合に関する公告

当社は、平成29年8月24日開催の第76回定時株主総会の決議に基づき、平成29年12月1日を効力発生日として株式併合及び単元株式数の変更を行いますので、会社法第181条の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

また、当社は平成29年12月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

記

株式併合の割合	当社普通株式について5株を1株に併合する
株式併合の効力発生日	平成29年12月1日
効力発生日における発行可能株式総数	8,200,000株

以上

(ご参考)

1. 上記に伴い、平成29年11月28日をもって、名古屋証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されます。
2. 株主の皆様におかれましては、一切の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。